

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年12月18日

鳥取県知事 平井 伸治

### 1 業務の概要

- (1) 業務の名称 令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務
- (2) 業務の目的 県民に対し県の施策情報、注意・啓発を伝えるため、県政広報に関するテレビスポットCMの素材を制作する。
- (3) 業務の内容 別紙1 令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 予算額 金3,267千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

年度	予算額
令和6年度	1,089千円
令和7年度	1,089千円
令和8年度	1,089千円

### 2 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報に登録されている者であること。

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年12月25日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

- (4) 本件調達の公告日から本件業務に係る提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

### 3 応募手続

- (1) 書類の提出先及び問合せ先

鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課報道担当  
所在地 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220  
電話番号 0857-26-7754 ファクシミリ 0857-26-8122  
電子メール kouhou@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
所在地 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220  
電話番号 0857-26-7431

- (3) 実施要領等の交付

令和5年12月18日（月）から同月28日（木）までの間にインターネットのとりネット鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouhouka/>）から入手すること。

#### (4) 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、令和5年12月28日(木)午後5時までに、参加申込書(様式1)及び公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2)を(1)の場所にファクシミリ又は電子メールにより提出するとともに、提出後は(1)の場所に電話連絡を行うこと。

#### (5) 提案書等の提出

本プロポーザル参加者は、(4)の参加申込書等の提出の後、令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)の4の(5)に基づき、提案書等を作成し、持参又は郵送等の方法により(1)の場所に提出すること。

#### (6) 提案書等作成に関する質疑応答

提案書等の作成に当たり質問がある場合は、令和6年1月17日(水)午後5時までに(1)の場所に電子メールにより提出することとし、原則として訪問、電話、郵便等又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。(任意様式)

なお、電子メールにより質問する場合は、件名に「令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務について」と記載すること。

また、質問及び回答については、令和6年1月22日(月)午後5時までにインターネットのとりネット鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouhouka/>)で公開する。

### 4 審査会の設置

(1) 提案書等を審査するため、「令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。

(2) 審査会は提案書等の内容を評価し、順位を決定するものとする。なお、参加者によるプレゼンテーションは、実施しない。

(3) 審査会は3名以上の審査員で構成し、鳥取県職員以外の有識者を2名以上含むものとする。

### 5 評価及び選定方法

#### (1) 審査方法

別に定める令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務プロポーザル審査要領に基づいて審査を行う。

#### (2) 選定方法

(1)により得点が最も高い者を最優秀参加者として選定する。なお、最優秀参加者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

#### (3) 審査結果の通知・公表

ア 審査結果は、審議会による協議の日から14日以内に文書で参加者全員に通知するとともに、その概要をインターネットのとりネット鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouhouka/>)にて公表する。

イ 通知の審査結果については、全ての参加者の順位及び得点とする。ただし、参加者名については、最高順位の参加者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

なお、ホームページに掲載する審査結果もすべての参加者の順位及び得点とするが、参加者名については、最高順位の参加者名のみとする。

### 6 契約の締結

5の(2)により最優秀参加者として選定された者と契約締結について、再度調整及び協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案者の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、調整及び協議が不調のときは、5の(2)により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の調整及び協議を行う。

また、本プロポーザルは調整及び協議後に徴取する見積書に記載した1テーマ当たりの単価(税抜)による単価契約であり、仕様書の5に示す契約期間全体の放送テーマ予定数量は最低数量を保証するものではないので注意すること。

### 7 スケジュール

(1) 令和5年12月18日(月) 公募開始

(2) 令和5年12月25日(月) 入札資格書類提出期限

(3) 令和5年12月28日(木) 参加申込書提出期限

(4) 令和6年1月17日(水) 提案書等作成に関する質問期限

(5) 令和6年1月26日(金) 提案書提出期限

(6) 令和6年2月6日(火)プロポーザル審査会実施

(7) 審査会による協議の日から14日以内 審査結果の通知・契約協議開始

#### 8 提案書等の無効及び失格

2の参加資格のない者が提出した提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とする。また、審査員又はその予定者に対し、本プロポーザルに関し働きかけを行った者は失格とする。

#### 9 その他

##### (1) 本プロポーザル参加報酬

本プロポーザルへの参加報酬として、提案書等を提出した参加者には1者当たり10,000円を支払う。ただし、5の(2)により最優秀参加者として選定された者を除く。

##### (2) 著作権の取扱い

ア 5の(2)により最優秀参加者として選定された参加者の提案書等に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても参加者に帰属する。

イ 5の(2)により最優秀参加者として選定されなかった参加者の提案書等に係る著作権は、参加者に帰属する。

ウ 発注者は参加者に対して、提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

##### (3) 提案書等の取扱い

ア 提出された書類は原則として返却しない。

イ 参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。

ウ 発注者に提出された書類はイの鳥取県情報公開条例に規定する非公開情報第2条第2項に該当するものを除き、参加者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

##### (4) その他

詳細は、実施要領による。